

東京都立府中工科高等学校管理運営規程

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立府中工業高等学校(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、適正にして円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画室長及び課長代理

- 1 経営企画室長は、校長の命を受け、室の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、校長を補佐し、室の事務の執行状況につき隨時文書又は口頭をもって校長に報告するものとする。
- 2 課長代理は、上司の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、上司を補佐し、担任の事務の執行状況につき隨時文書又は口頭をもって上司に報告するものとする。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

- 1 部 教務部、生活指導部、進路指導部及び総務部を置く。
- 2 学年 第1学年、第2学年及び第3学年を置く。
- 3 学科

- (1) 機械科、電気科、情報技術科及び工業技術科を置く。
- 4 教科
 - (1) 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、機械、電気、情報技術、工業技術を置く。
 - (2) 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、外国語、機械、電気、情報技術、工業技術に教科主任を置く。
- 5 経営会議
- 6 企画調整会議
- 7 職員会議
- 8 教科会
 - 教科主任を置く教科に教科会を置く。
- 9 委員会
 - (1) 入学選抜選考委員会
 - 入学選抜に係る検討および選考に関すること
 - (2) 入学選抜業務委員会
 - 入学選抜に係わる点検等の業務に関すること
 - (3) 入学選抜採点委員会
 - 入学選抜に係わる採点業務に関すること
 - (4) 教科書選定委員会
 - 使用教科書の調査研究及び選定に関すること
 - (5) 都立学校開放事業運営委員会
 - 公開講座、体育施設等の開放など学校開放事業に関すること
 - (6) 安全衛生委員会
 - 職員の安全衛生に関する検討、職員の健康診断等の労働安全衛生に関すること
 - (7) 学校保健委員会
 - 学校における健康づくりに関する協議・研究、具体的な実践活動及び評価に関すること
 - (8) 図書館運営委員会
 - 学校図書館の運営及び選書に関すること
 - (9) 防災教育推進委員会
 - 地域の関係機関と連携体制を整え、実践的な防災教育を推進に関すること
 - (10) 学校いじめ対策委員会
 - 学校におけるいじめの実態を把握し、いじめへの対応に関すること
 - (11) 食物アレルギー対応委員会
 - 食物アレルギーの対応に関すること
 - (12) 学校サポートチーム
 - 学校運営についての助言などを通して、学校運営を支援すること
 - (13) その他
 - 教育課程委員会、拡大教育課程検討委員会、学力向上委員会、施設・設備委員会、省エネ委員会、カウンセリング委員会、情報委員会、Web 授業P.T、P-T E C H P T、周年行事委員会を置く。
- 10 部活動の指導
 - 教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。
- 11 情報セキュリティ及び個人情報保護
 - 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項は、情報委員会の所掌とする。
- 12 その他
 - 校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 経営会議

1 目的

経営会議は、校長の補助機関として、学校の経営に関する事項を取り扱い、東京都の教育施策及び本校の学校経営計画の実現を推進する。

2 構成員

校長、副校長、主幹教諭（必置3主任を含む）、及び必要に応じて校長の定める主任等、経営企画室長とする。

3 開催

校長が必要と認めたときを開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、適正にして円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学年主任、各学科長及び経営企画室課長
代理とする。

3 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第13 職員会議

1 目的

職員会議は、校長がつかさどる公務を補助させるため、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月一回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が主幹教諭又は主任教諭から選任する。

6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

(2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第14 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 定期考查及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員とする。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年1回）、定期考查前（年5回）、成績評定前（年3回）、OJT関係実施時期（年3回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

5 招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第15 プロジェクトチーム

校長が必要と認めたときは、プロジェクトチームを設置し、学校の改革にあたる。

校長はメンバーを委嘱し、リーダーを指名する。

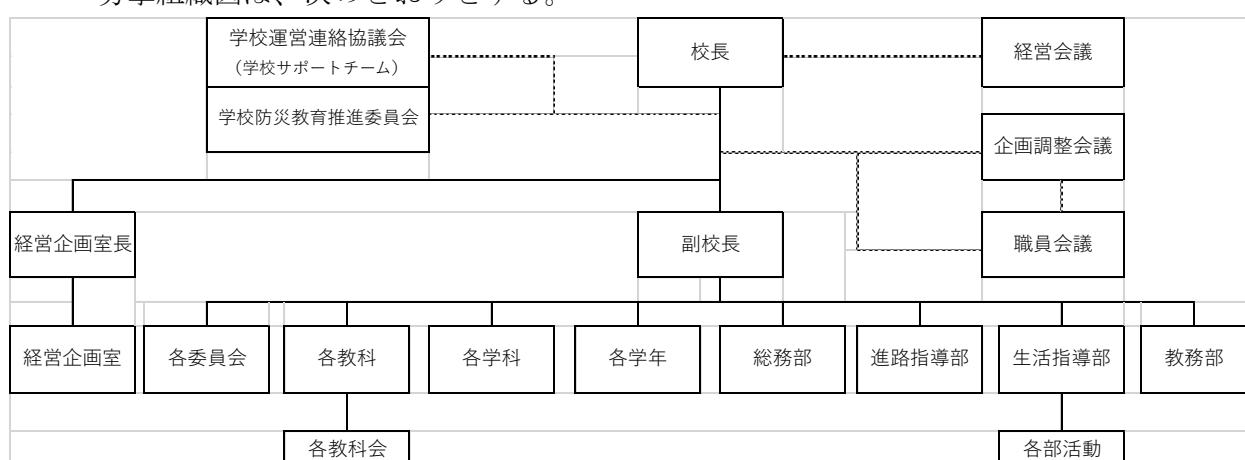
第16 学校運営連絡協議会

1 学校の管理運営に保護者、地域住民等の意向を的確に反映し、開かれた学校づくりを推進するため、学校に学校運営連絡協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、学校運営連絡協議会の設置に関して必要な事項は、別途定める。

第17 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第18 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののはかは、校長が定める。

第19 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第20 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第21 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。